

「子ども手当」の申請受け付けが 始まりました！

申請が必要な方は、 早めに手続きをしてください

子ども手当は、平成 22 年度に、中学校修了前までの子どもに対して、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するために創設されました。

平成 22 年 4 月分から「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されます。

4 月上旬に対象となるお子さんがいる世帯に子ども手当の申請書類を発送しています。

5 月 19 日（水）までに認定請求の手続きをすると、6 月に 4、5 月分を受け取ることができます。

申請の受付場所は、役場 2 階のエレベーターホールです。



● 手続きが必要な方

- ① 対象児童を養育していて児童手当を受給していない方
- ② 3 月まで児童手当を受給していて、中学 2・3 年生の子どもを養育している方

注意事項

- ・公務員の方は、職場での手続きになります。
- ・お子さんと別居されている場合は、事実が判らないため申請書類等を送ることができませんので、お知らせください。
- ・該当する方で、申請書類が届いていない場合は、役場子ども課までお問い合わせください。

● 申請に必要なもの

- 子ども手当認定請求書
- 印鑑（スタンプ式を除く）
- 申請者（保護者のうち所得の高い方）および子どもの健康保険証
- 申請者（保護者のうち所得の高い方）の金融機関（振り込みの受取口座登録のない郵便局を除く）の通帳

● 申請期限

平成 22 年 9 月 30 日まで

※期限を過ぎると申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

役場子ども課 子育て支援係
☎ 286-3111 内線 261・262

役場 2 階エレベーターホールに
設けられた申請窓口

